

合意書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)とは、下記不動産(以下「本件建物」という。)に関する平成 年 月 日付賃貸借契約(以下「本賃貸借契約」という。)につき以下のとおり合意する(以下「本合意」という。)

(契約解除)

第1条 平成 年 月 日に本賃貸借契約が解除されたことおよび乙に同日以降の本件建物の使用権限がないことを甲と乙は確認する。

(明け渡し)

第2条 乙は、本件建物内にある甲の所有物以外のすべての物品を乙の費用で撤去し、本件建物を原状に回復して甲に明け渡す。

(明け渡し猶予)

第3条 甲は乙に対し、本件建物の明け渡しを平成 年 月 日まで猶予する。
ただし、乙は甲に対し、平成 年 月 日から明け渡しまで月 円の割合の金員を支払う。

(滞納家賃)

第4条 甲と乙は、乙が家賃金 円を未払いであることを確認する。
2 乙は甲に対し、毎月 日までに月額 円を下記口座に支払う。

なお、初回支払日は平成 年 月 日とする。

(残置物の処分等)

第5条 本件建物内に甲の所有物以外の物品がある場合には、甲は乙の費用によりその所有物を処分することができる。

(転居先の連絡)

第6条 乙は甲に対し、転居先の住所および電話番号を転居後すみやかに連絡する。

(合意管轄)

第7条 甲及び乙は、本合意に関する訴訟については、本件建物所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第8条 本合意に定めがない事項が生じたときや、本合意の条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

不動産の表示

【乙の転居先】

住 所

世 帯 名

電話番号

上記合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙